

大分県報

平成三十一年
号外（二九）
三月二十九日

（金曜日）

目次

訓令 甲	大分県部長会議設置規程の一部改正……………一
訓令 甲	大分県職員研修規程の一部改正……………二
訓令 甲	大分県新型コロナウイルス感染症対策本部規程の一部改正……………二
訓令 甲	教育委員会訓令甲
訓令 甲	人事委員会訓令
訓令 甲	労働委員会訓令
訓令 甲	警察本部訓令
訓令 甲	企業局訓令
訓令 甲	病院局訓令
訓令 甲	大分県広報委員会設置規程の一部改正……………二
訓令 甲	教育委員会訓令甲
訓令 甲	警察本部訓令
訓令 甲	企業局訓令
訓令 甲	病院局訓令
訓令 甲	おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正……………三
訓令 甲	議会訓令
訓令 甲	教育委員会訓令甲
訓令 甲	人事委員会訓令
訓令 甲	労働委員会訓令
訓令 甲	監査委員訓令

警察本部訓令	大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正……………三
企業局訓令	大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程の一部改正……………四
病院局訓令	警察本部訓令
訓令 甲	教育委員会訓令甲
訓令 甲	警察本部訓令

○訓令 甲

大分県訓令甲第十一号

大分県部長会議設置規程（昭和四十六年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

第三条第一項中「（国民文化祭・障害者芸術文化祭局長を含む。）」を削る。

第四条第二項中「第一月曜日及び第三月曜日」を「第一火曜日及び第三火曜日」に改める。

第六条中「三日」を「四日」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十二号

大分県職員研修規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

大分県副知事 二日市 具正

第八条中「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長及び会計管理局长」を「会計管理局长及び労働委員会事務局長」に改める。

別表中

委員	国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長
委員	会計管理局长

委員	会計管理局长
委員	労働委員会事務局調整審査課長

に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十三号

知事 大分県知事職務代理者

議事 大分県副知事 二日市 具正

教育 大分県教育委員会訓令甲第二号

人事 大分県人事委員会訓令甲第一号

労働 大分県労働委員会訓令甲第一号

警察 大分県警察本部訓令甲第十一号

企業 大分県企業局訓令甲第四号

病院 大分県病院局訓令甲第四号

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

別表第一中 「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二の文化祭対策部の項を削る。

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲・人事委訓令・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令）

別表第三の文化祭対策部の部を削る。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令 甲

- 教育委員会訓令甲
- 人事委員会訓令
- 労働委員会訓令
- 警察本部訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

大分県訓令甲第十四号

知事 大分県知事職務代理者

議事 大分県副知事 二日市 具正

教育 大分県教育委員会訓令甲第二号

人事 大分県人事委員会訓令甲第一号

労働 大分県労働委員会訓令甲第一号

警察 大分県警察本部訓令甲第十一号

企業 大分県企業局訓令甲第四号

病院 大分県病院局訓令甲第四号

大分県広報委員会設置規程（昭和五十八年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県広報委員会設置規程（昭和五十八年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

大分県副知事 二日市 具正

大分県教育委員会

大分県人事委員会委員長 石井久子

大分県労働委員会会長 須賀陽二

大分県警察本部長 石川泰三

大分県企業局長 神昭雄

大分県病院局長 田代英哉

別表中 「企画振興部広報広聴課長」を「企画振興部広報広聴課長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令甲

教育委員会訓令甲
警察本部訓令
企業局訓令
病院局訓令

大分県訓令甲第十五号

大分県教育委員会訓令甲第三号

大分県警察本部訓令第十二号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第五号

知事部局
教育庁
警察本部
企業局
病院局

大分県訓令甲第十六号

大分県教育委員会訓令甲第十三号

平成三十一年三月二十九日

おおいたうつくし作戦実施本部設置規程 平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号

大分県企業局訓令第四号

大分県病院局訓令第七号

の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県警察本部長 石川 泰三

大分県企業局長 神 昭雄

大分県病院局長 田代 英哉

別表第一中 「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」を「土木建築部土木建築企画課長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令甲

議会訓令
教育委員会訓令甲
人事委員会訓令
労働委員会訓令
監査委員訓令
警察本部訓令
企業局訓令
病院局訓令

大分県訓令甲第十六号

大分県議会訓令第三号

大分県報号外

訓令甲・議会訓令・教育委訓令・人事委訓令・労働委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令

三

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県人事委員会訓令第二号

大分県労働委員会訓令第二号

大分県監査委員訓令第一号

大分県警察本部訓令第十三号

大分県企業局訓令第六号

大分県病院局訓令第六号

知事 部 局

議会 事務 局

教 育 庁

人事委員会事務局

労働委員会事務局

監 査 事 務 局

警 察 本 部

企 業 局

病 院 局

大分県訓令甲第十八号

大分県議会訓令第二号

大分県教育委員会訓令甲第十四号

大分県人事委員会訓令第三号

平成十八年大分県労働委員会訓令第二号

大分県監査委員訓令第三号

大分県警察本部訓令甲第十九号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第八号

の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大 分 県 副 知 事 二 日 市 具 正

大 分 県 議 会 議 長 井 上 伸 史

大 分 県 教 育 委 員 会

大 分 県 人 事 委 員 会 委 員 長 石 井 久 子

大分県労働委員会会長 須賀陽二

大分県代表監査委員 首藤博文

大分県警察本部長 石川泰三

大分県企業局長 神昭雄

大分県病院局長 田代英哉

別表第一中 「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

別表第二中 「国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」を「土木建築部長」に改める。

○訓 令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十七号

大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程

平成十九年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県訓令甲第一号

大分県警察本部訓令第一号

大分県警察本部訓令第一号

大分県警察本部訓令第一号

大分県警察本部訓令第一号

大分県警察本部訓令第一号

大分県警察本部訓令第一号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

号
の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県 教育委員 会

大分県警察本部長 石川 泰三

別表第一中 「土木建築部長」を「土木建築部長」に改める。
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」

別表第二中 「土木建築部土木建築企画課長」を「土木建築部土木建築
国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」

企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令）